

環境影響評価制度専門委員会の設置について

1. 設置の趣旨

平成 9 年に制定された環境影響評価法は 2 年後の平成 11 年に完全施行され、環境影響評価の所要の手続を通じて、より環境保全に配慮した事業の実施を確保する機能を果たしてきた。一方で、環境影響評価が果たすべき機能や技術手法をめぐる状況は変化してきており、また、地方分権の推進、インターネットなどの双方向のコミュニケーション手法の発達など、現在の社会情勢は同法の制定時とは異なるものとなっている。

こうした中、同法附則第 7 条では、「政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」こととされている。

また、平成 18 年 4 月に閣議決定された第三次環境基本計画において、重点分野政策プログラムの一つとして、環境影響評価法については、施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて、法の見直しを含め必要な措置を講ずることとされている。

環境省においては、環境影響評価制度総合研究会（総合環境政策局長参集、座長：浅野直人）を平成 20 年 6 月に設置し、関係団体等からの幅広いヒアリングを含め、環境影響評価法に基づく環境影響評価の実施状況その他関連事項について調査を行ってきたところであり、今般、「環境影響評価制度総合研究会報告書」が取りまとめられた。

環境影響評価法の施行から 10 年という節目の時期を迎えたことを踏まえ、今後の環境影響評価制度の在り方について検討を行うことが必要となっている。

このため、環境影響評価法の施行の状況及び今後の環境影響評価制度の在り方についての調査を行う専門委員会を置く。

2. メンバー構成案

委員については、部会長の指名により、学識経験者や専門家の方々をもって構成する。詳細は資料 1 参照。

3. スケジュール

平成 21 年 9 月以降、数回程度専門委員会を開催し、環境影響評価法の施行の状況及び今後の環境影響評価制度の在り方について、調査、審議を頂く。